

名家連ニュース

令和4年1月25日(火)
 発行：特定非営利活動法人
 名古屋市精神障害者家族会連合会
 会長 堀田 明
 TEL/FAX(052)846-5576 NO.845号

◆ 愛知県精神障害者保健福祉手帳所持者数 ◆ あいち障害者福祉プラン 2021-2026 より

あいち障害福祉プランの計画期間は、2021年度から2026年度までの6年間です。
 ただし、障害福祉計画(障害児福祉計画)に該当する部分は、国の障害福祉計画策定に係る基本指針に即して、2021年度から2023年度までの3年間とします。

精神障害のある人の状況

2020年4月1日現在の本県の精神障害者保健福祉手帳所持者数は7万4,727人となっている。等級別で見ると、1級(重度)の障害のある人は8,178人で、全体の10.9%となっています。

手帳所持者数は、大きな伸びを示しており、2005年との比較では、3.6倍を超えています。

精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移(各年4月1日現在)

区分	2005年	2008年	2011年	2014年	2017年	2020年
合計	20,374人	26,629人	37,475人	48,341人	60,144人	74,727人
1級(重度)	2,091人 10.3%	2,643人 9.9%	3,508人 9.4%	4,731人 9.8%	6,271人 10.4%	8,178人 10.9%
2級(中度)	13,639人 66.9%	17,125人 64.3%	24,858人 66.3%	32,153人 66.5%	38,668人 64.3%	47,258人 63.2%
3級(軽度)	4,644人 22.8%	6,861人 25.8%	9,109人 24.3%	11,457人 23.7%	15,205人 25.3%	19,291人 25.8%

◆ 名古屋市精神保健福祉センター所報(再掲) ◆

第20巻 令和2年度版(2020年度版)より

精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移

各年度の3月末現在

区分 \ 年度	H28	H29	H30	R1	R2
1 級	1,399人 6.2%	1,444人 6.0%	1,472人 5.7%	1,591人 5.8%	1,679人 5.8%
2 級	14,488人 64.0%	15,386人 63.8%	16,161人 62.9%	17,233人 62.4%	18,167人 62.4%
3 級	6,752人 29.8%	7,287人 30.2%	8,062人 31.4%	8,788人 31.8%	9,274人 31.8%
計	22,639人	24,117人	25,695人	27,612人	29,120人

愛知県の福祉医療制度における精神障害者への差別的扱い

愛知県の福祉医療制度により、子ども、障害者、母子父子家庭、寝たきり・認知症高齢者の方など社会的に弱い立場にいる方たちが、経済的負担の心配がなく、安心して必要な医療が受けられる環境が整い、県民の福祉増進に寄与してきた。

しかし、障害者医療費助成については、身体障害者・知的障害者とも「重度」「中度」を対象に「全科」の医療費助成を実施しているが、精神障害者については「精神科」のみに限定している。

医療費助成の負担割合は、県1/2、市町村1/2となっており、身体障害者・知的障害者と同様に適用対象を「全科」に踏み切った市町村は、精神障害者が他科を受診した際の医療費を全て市町村の単費で負担しなければなりません。

福祉医療制度で障害者医療費助成から精神障害者のみを「全科の適用から除外」する扱いは、行政による「直接差別」と言っても過言ではありません。一刻も早く差別的扱いを解消することが求められています。(子ども医療費など他の福祉医療制度では、対象者を制限するような差別的扱いはしていません。)

名古屋市の精神障害者保健福祉手帳の等級判定について

名古屋市においては、精神障害者保健福祉手帳1級・2級所持者に全科を対象とした医療費助成が、平成20年10月から実施されてきました。

当時、1級の手帳所持者比率は、現在の愛知県の比率と同様に10%台であったが、年々、比率が下降し、令和2年度は5.8%であった。一方、3級所持者の比率は年々上昇し、平成29年度以降は30%を超えるようになってきました。

医療費助成の対象者は、当初の6割後半から、近年では6割前半まで落ち込んできました。愛知県の手帳等級別所持者の比率に大きな変化がないのに対して、名古屋市では何故、このような傾向になっているのか、その理由を明らかにする説明責任があります。

◆ 名家連調査 手帳等級判定 全国格差12倍!! ◆

名家連事務局は近年の傾向に危機感を抱き、全国調査を行った。なんと!! 手帳等級判定の全国格差が12倍あることが明らかになった。 [異常な事態を告発し、是正運動の構築を!!](#)
※名家連ニュース778号、779号、780号、782号、785号、813号、814号をご参照!!

信じられない言動…精神保健福祉手帳の公表に後ろ向き??

そもそも精神障害者の等級別の手帳所持者数は、平成30年度までは「衛生行政報告例」で国へ「報告する義務」があった。従って、厚生労働省の障害保健福祉関係全国主管課長会議の資料として公表され、ホームページで誰でも閲覧できた。令和元年から手帳所持者数の報告義務が「衛生行政報告例」から外されたが、全国都道府県及び政令都市の障害基本計画や障害者福祉計画、地方自治体の精神保健福祉センター所報、内閣府の障害者白書等で広く公開されています。公表を躊躇する一部県行政マンには、下記 URL の存在をお知らせください。

- [あいち障害者福祉プラン2012-2026](#) 第3章 現状 [PDF ファイル/1.15MB]
URL <https://www.pref.aichi.jp/uploaded/attachment/400355.pdf>

資料は公に公表されているものです。その他の文責は家族相談員：堀場です。